



独立行政法人

大学改革支援・学位授与機構

National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

高等教育・質保証システムの概要

日 本

第3版 (2019)

Overview of the Higher Education and Quality Assurance Systems
Japan - Third Edition

日本の高等教育・質保証システムの概要(第3版)

2019年9月

第1版 刊行 2009年9月

第2版 刊行 2014年7月

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構
〒187-8587 東京都小平市学園西町 1-29-1
<https://www.niad.ac.jp/>



本資料の内容は、クリエイティブ・コモンズ【表示-非営利4.0国際】ライセンスの下に提供されています。

はじめに

大学改革支援・学位授与機構は、評価事業、学位授与事業、調査研究等の中核的事業とともに、国際質保証連携事業として、高等教育の制度が発達している国や日本と関わりの深い国を中心に、海外の質保証機関等と連携し、日本の高等教育の国際通用性の確保や質の伴った大学間交流の推進に向けた取組を行っています。

高等教育及びその質保証の制度は、それぞれの国において、政治・社会・文化・言語等の多様性を反映して、様々な枠組みが構築されています。そのため、多様性を尊重しながら国際的な学生等の流動性や高等教育のグローバル化を促進していくには、まずはその基盤となる高等教育制度や質保証制度について、「相互理解」を深めることが不可欠です。

また、アジア太平洋地域では、国際的な学生及び研究者の流動性を促進することを目的とした、ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)が2018年2月に発効しました。日本を含む規約の締約国は、自国の高等教育制度や資格の情報、当該国で認定された高等教育機関の一覧等を他の締約国(外国)に向けて発信し、国境を越えた学生等の移動に伴い、彼らの学位等の資格が、受入国で円滑に承認されるよう情報提供することが求められています。機構は、日本公式の国内情報センター(NIC: national information center)である「高等教育資格承認情報センター」を2019年9月に機構内に設置し、日本の高等教育情報の発信を行います。

このような状況を踏まえ、このたび機構は、「日本の高等教育・質保証システムの概要(第3版)」を日本語・英語の2か国語で刊行しました。高等教育制度に関しては、日本の高等教育資格や高等教育機関への入学資格に関する情報など、高等教育資格の円滑な承認に資する情報を新たに追加しました。また、質保証制度に関しては、認証評価制度の関係法令の改正など、最新の動向を反映した情報を掲載しています。

なお、本資料は、日本の高等教育質保証に関する用語や制度の仕組み等を一体として国際発信するためのツールである「インフォメーション・パッケージ」を構成する資料の一つです。パッケージには、日本のほか、米国、英国、フランス、ドイツ、オランダ、オーストラリア、中国、韓国等の高等教育・質保証システムに関する概要を収載しています。

本資料の電子版は、機構の国際連携ウェブサイトでご覧いただけますので、あわせてご活用ください。(https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/)

本編の作成に当たり、多くの方々、特に文部科学省関係者の皆様には多岐にわたる情報提供とご協力をいただきました。ここに厚く御礼を申し上げます。

2019年9月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目次

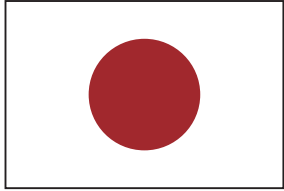
第1章 日本の基本情報	4
第2章 高等教育制度の概要	5
1. 教育制度の概要	5
1-1. 日本の教育制度	5
1-2. 高等教育制度の沿革	5
2. 高等教育機関と資格の種類	8
2-1. 高等教育機関の定義	8
2-2. 高等教育資格と授与機関	9
2-2-1. 大学	10
2-2-2. 高等専門学校	12
2-2-3. 専門学校(専門課程を置く専修学校)	12
2-2-4. 省庁大学校	13
2-3. 大学改革支援・学位授与機構の学位	13
2-4. 授業の単位数	14
2-5. 資格枠組と学習成果	15
2-6. 高等教育機関数、学生数、教員・職員数	16
3. 高等教育機関への入学	17
3-1. 入学資格	17
3-1-1. 大学への入学	17
3-1-2. 高等専門学校への入学	19
3-1-3. 専門学校への入学	19
3-1-4. 省庁大学校への入学	19
3-2. 入学者選抜制度	19
3-2-1. 大学の入学者選抜	19
3-2-2. 高等専門学校の入学者選抜	20
3-2-3. 専門学校の入学者選抜	21
3-2-4. 省庁大学校の入学者選抜	21
4. 高等教育所管官庁	21
5. 高等教育関係機関	21
6. 学生組合と学生の大学運営の参画等の状況	22
7. 入学料と年間授業料	22
8. 主な奨学金制度	23
9. 高等教育機関の学習者の形態	24
10. 留学生への情報提供	24
11. 主な高等教育関係法令	24
11-1. 高等教育関係根拠法令	24
11-2. 高等教育機関関係設置基準	24
11-3. 学位授与に関する法令	24
《注:第2章》	25

第3章 質保証制度の概要	28
1. 日本の高等教育質保証制度の概略	28
2. 設置認可・届出制度と機関別認証評価制度	30
2-1. 設置認可・届出制度	30
2-2. 認証評価制度	32
2-3. 法令違反状態の大学等に対する文部科学大臣の段階的是正措置	33
3. 歴史的背景	34
4. その他の質保証	36
4-1. 教育活動に関する法令に定められた分野別の質保証—専門分野別認証評価	36
4-2. 教育活動に関するその他の分野別の質保証	36
4-2-1. 国内の民間機関による分野別質保証	36
4-2-2. 国際的に活動を行う評価機関による日本の大学の分野別質保証	37
4-3. 様々な評価の取組	38
4-3-1. 国立大学法人評価	38
4-3-2. 公立大学法人評価	39
4-3-3. 学校法人経営に関する文部科学省の取組	39
4-3-4. 専修学校における評価	40
4-3-5. テーマ別の評価	40
5. 質保証制度の沿革	41
6. 主な質保証関係法令	44
《参考文献:第3章》	45

図表目次

図1 日本の学校系統図	7
図2 進学経路図	17
図3 日本における高等教育質保証のシステム:設置認可と大学評価	28
表1 高等教育資格・授与機関一覧	9
表2 設置者別高等教育機関数	16
表3 設置者別高等教育機関在籍学生数	16
表4 設置者別高等教育機関本務教員・職員数	16
表5 大学の入学料と年間授業料	22
表6 短期大学の入学料と年間授業料	22
表7 大学院の入学料と年間授業料	22
表8 高等専門学校の入学生と年間授業料	22
表9 日本学生支援機構の奨学金制度	23
表10 大学機関別認証評価基準一覧	35
表11 機関別認証評価機関一覧	35
表12 専門職大学院の分野別認証評価機関一覧	35

第1章 日本の基本情報

国名	日本										
首都	東京										
主たる教授言語	日本語										
総人口 ⁽¹⁾ (2019年2月1日現在)	126,309,690										
国内総生産(GDP) ⁽²⁾ (2017年)	48,720億米ドル										
一人当たり国内総生産(GDP) ⁽²⁾ (2017年)	38,220 米ドル										
一般政府支出に占める 公財政教育支出の割合 ⁽³⁾ (2015年)	全教育段階: 8.0% (OECD 各国平均: 11.1%) 高等教育段階: 1.7% (OECD 各国平均: 3.0%)										
国内総生産(GDP)に占める 公財政教育支出の割合 ⁽³⁾ (2015年)	全教育段階: 4.1% (OECD 各国平均: 5.0%) 高等教育段階: 1.4% (OECD 各国平均: 1.5%)										
学生一人当たり学校教育費 ⁽³⁾ (2015年)	12,120 米ドル (OECD 各国平均: 10,520 米ドル)										
高等教育への初回進学率 ⁽³⁾ (2016年)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>全体</th> <th>短期大学 レベル</th> <th>学士 レベル</th> <th>修士 レベル</th> <th>博士 レベル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%</td> <td>28%</td> <td>50%</td> <td>9%</td> <td>1.2%</td> </tr> </tbody> </table>	全体	短期大学 レベル	学士 レベル	修士 レベル	博士 レベル	80%	28%	50%	9%	1.2%
全体	短期大学 レベル	学士 レベル	修士 レベル	博士 レベル							
80%	28%	50%	9%	1.2%							
高等教育機関数 ⁽⁴⁾ (2018年5月1日現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>大学</th> <th>高等専門学校</th> <th>専門学校</th> <th>省庁大学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,113機関</td> <td>57機関</td> <td>2,776機関</td> <td>3機関</td> </tr> </tbody> </table>	大学	高等専門学校	専門学校	省庁大学校	1,113機関	57機関	2,776機関	3機関		
大学	高等専門学校	専門学校	省庁大学校								
1,113機関	57機関	2,776機関	3機関								

(1) 総務省統計局(2019)「人口推計－2019年(令和元年)7月報」

<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/201907.pdf>(2019年8月1日最終アクセス)

(2) United Nations Statistics Division, 「National Accounts – Analysis of Main Aggregates (AMA)」

<https://unstats.un.org/unsd/snaama/CountryProfile>(2019年8月1日最終アクセス)

(3) OECD (2018). *Education at a Glance 2018: OECD Indicators*. pp.205, 254, 266, 288.

<http://dx.doi.org/10.1787/eag-2018-en>(2019年8月1日最終アクセス)

(4) 文部科学省「平成30年度学校基本調査」

http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1407849.htm(2019年8月1日最終アクセス)

《注》ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」における日本の「高等教育機関」に該当する機関(専門学校のうち農業大学校は除く。また、省庁大学校は国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校の3機関が該当する)を計上。

第2章 高等教育制度の概要

.....

1. 教育制度の概要

1-1. 日本の教育制度

日本の教育制度は、就学前教育に始まり、初等教育6年間、中等教育6年間(前期中等教育3年間、後期中等教育3年間)を経て、多様な高等教育段階へと接続する。このうち、初等教育と前期中等教育にあたる9年間の学校教育が、義務教育となっている。

日本には就学前教育を提供する幼稚園、保育所及び認定こども園、また初等中等教育段階における代表的な教育機関として、初等教育を提供する小学校、前期中等教育を提供する中学校、後期中等教育を提供する高等学校がある。障害のある幼児児童生徒のための特別支援学校(幼稚部、小学部、中等部、高等部)もある。

このほか、1998年に中等教育学校(6年間の中等教育を提供)、2016年に義務教育学校(初等教育+前期中等教育)の設置が可能となった。

なお、後期中等教育には、中等教育学校(後期課程)及び高等学校におかれる、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う定時制(課程)、通信による教育を行う通信制(課程)もあるほか、高等専修学校(専修学校の高等課程)が存在する。

高等教育機関の種類、高等教育資格、進学等の詳細については、次節以降を参照。

■ 学年度と学期制

小学校、中学校、高等学校等の初等・中等教育機関と高等専門学校の学年は、法令の定めにより、4月1日に始まり3月31日に終わる。大学と専修学校は、それぞれの学長又は校長が学年の始期及び終期を定める。また、高等学校、特別支援学校高等部、大学は、学年の途中でも、学期の区分に従い、生徒・学生を入学及び卒業させることができる。

日本の多くの大学は2学期制(前期4~9月、後期10~3月)を取り入れているが、3学期制や4学期制を導入している大学もある。

(参考) 4月以外に入学が可能な大学(2016年度)

大学(学士課程): 265大学(全体の36%) 大学院: 318大学(全体の52%)

1-2. 高等教育制度の沿革

日本の近代学校教育制度は、1872年の学制の発布から始まった。その後、第二次世界大戦を経て、教育の民主化政策を反映し、1947年の日本国憲法制定に併せて教育の機会均等を目的とした教育基本法と学校教育法が制定された。このとき、学校教育の6・3・3・4制が確立され、高等教育制度が「大学」に一元化された。

産業経済の発展に伴う多様な人材需要の増大を背景として、1961年には中学卒業生を対象とし

た5年間の一貫した教育を行う高等専門学校制度が創設され、1964年にはそれまで暫定的に設けられていた短期大学が恒久的な制度として学校教育法に位置付けられた。ここから、日本の高等教育は私立大学の興隆によって、極めて速いスピードで量的拡大を果たした。そのため、全大学数に占める国立大学数の割合は1955年には31.6%であったが、2016年には11.1%まで低下した。

1970年代になると、大学・短期大学進学率が倍増する(1966年16.1%→1976年38.6%)など、大衆化する高等教育の質をどのように維持・向上するかが大きな政策課題となった。文部省(当時)の中央教育審議会は、1971年にまとめた答申で、高等教育機関の制度的な種別化と国が高等教育の規模等の適切な計画・管理の下、高等教育に対して財政措置を行うことにより質を確保するよう提言した。これに基づき、1975年に私学助成制度の創設や高等教育計画の策定等が行われた。

その後、総理大臣の諮問機関である臨時教育審議会(1984年～1987年)は、高等教育の個性化、多様化、高度化を政策的に進めるため、大学設置基準の大綱化等を通じ、各大学自らの理念や個性を生かした創意工夫が可能となるよう制度の弾力化を図り、高等教育の質を確保する手段として「大学の評価と大学情報の公開」を重視することが提言された。

この提言を受け、1987年に文部省に大学審議会が創設され、「教育研究の高度化」、「高等教育の個性化」、「組織運営の活性化」を柱とした検討が行われた。その結果、1988年12月に大学院制度の弾力化に関する答申、1991年2月には教育内容・方法の個性化のための大学設置基準の大綱化、学位制度の改正、自己点検・自己評価の実施、大学院の量的整備や新たな学位授与機関の創設等が提言された。

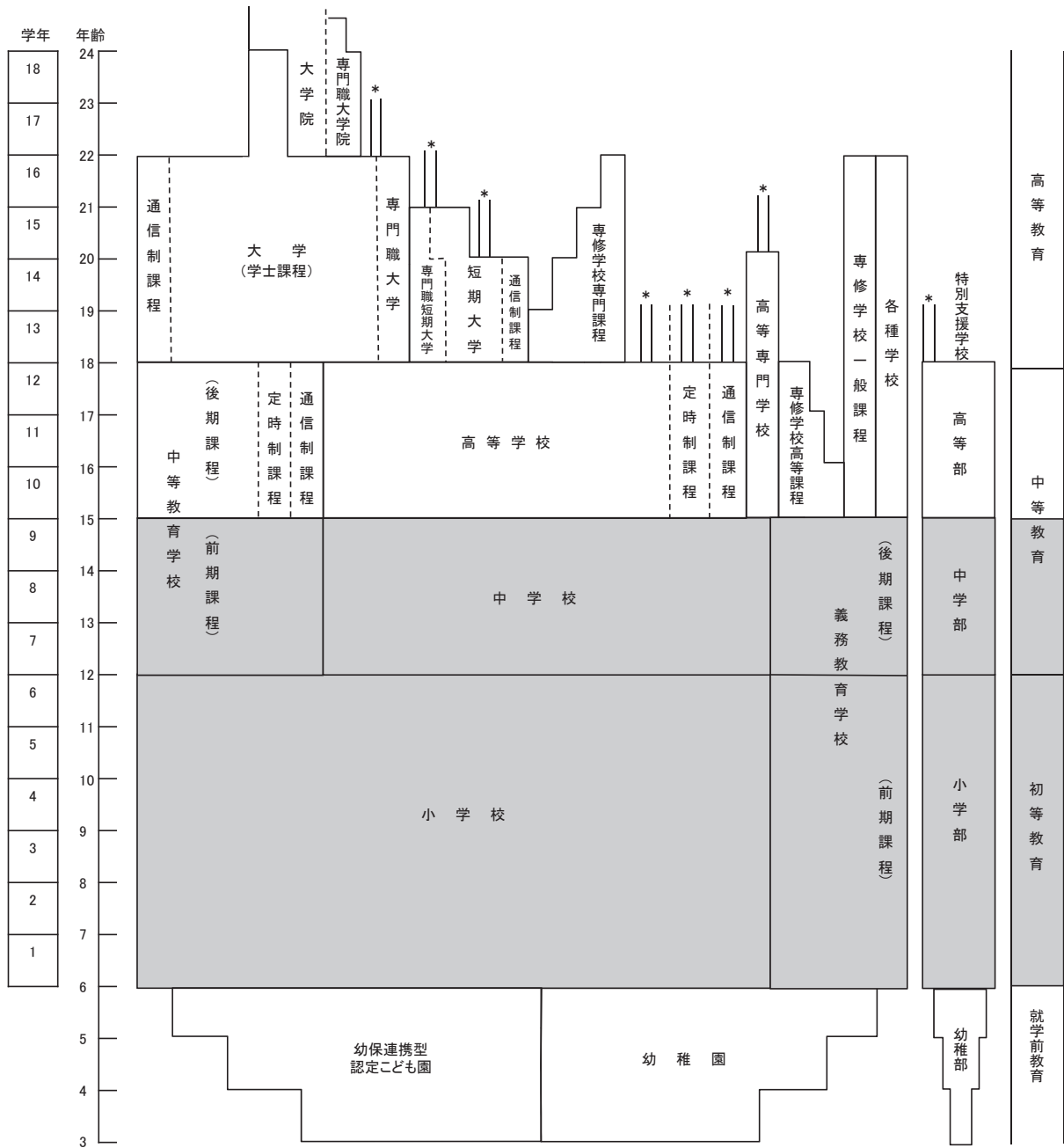
また、1998年の答申において、高度専門職業人養成に特化した実践的教育が必要とされたことから、それを更に発展させるために、2003年度に専門職大学院制度の創設、第三者評価として認証評価制度が創設されたほか、構造改革特別区域法が改正され、株式会社の大学経営への参入が認められた。2004年度には、国立大学法人化、公立大学法人制度の創設等が行われた。

さらに、大学審議会から改組した中央教育審議会は2005年1月に「我が国の高等教育の将来像」、同年9月に「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」と題した答申を出し、成績評価基準の厳格化や大学院教育の実質化等を提言した。これにより、2008年4月に成績評価基準の明示やファカルティ・ディベロップメント(FD)の義務化等の教育内容の充実に向けた施策が動き出した。

また、2006年12月には大学についての新たな規定を設けるなど、約60年ぶりの教育基本法の大幅な改正も行われた。この法改正を受けて、中央教育審議会は2008年12月、「学士課程教育の構築に向けて」、「高等専門学校教育の充実について」の2つの答申を出し、改正教育基本法に基づく教育改革の進展を目標に、学士課程教育における方針の明確化と、高等専門学校教育の充実を打ち出した。

高等教育政策の近年の動きとして、若者の地方での修学・就業を促進し「東京一極集中」を是正するため、2018年度より10年間の時限的措置として、特定地区内(東京23区)における大学学部等の収容定員増の抑制が開始された。このほか、2014年7月の教育再生実行会議第5次提言において、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が提言された。その後、中央教育審議会等における具体的な制度設計を経て、2017年に学校教育法の一部改正により、大学制度の中に位置づけられる高等教育機関である「専門職大学」「専門職短期大学」が創設された。また、大学設置基準・短期大学設置基準の一部改正により、既存の大学・短期大学に、専門職大学制度の趣旨を活かした学部・学科を設置することを可能とする「専門職学部・専門職学科」の制度も創設され、いずれも2019年4月に施行された。

日本の学校系統図



- (注) (1) 学校教育法に基づく学校を記載
 (2) ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の高等教育の範囲には、学校教育法体系外の省庁大学校（国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校）を含む
 (3) 〇部分は義務教育を示す。
 (4) *印は専攻科を示す。
 (5) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 (6) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
 (7) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

図1 日本の学校系統図

2. 高等教育機関と資格の種類

日本の高等教育機関には、大学、高等専門学校、専門学校(専門課程を置く専修学校)がある。大学には、大学(学士課程)、短期大学、大学院があるほか、質の高い職業教育を行い専門職業人を養成する大学として専門職大学、短期大学として専門職短期大学があり、高度専門職業人の養成に目的を特化して柔軟で実践的な教育を行う大学院として専門職大学院がある。これら機関は、設置者により、国立、公立、私立に分けられる。

2-1. 高等教育機関の定義

日本の法令上、高等教育機関の範囲に係る明確な定義はない⁽¹⁾。一方で、「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」(通称:東京規約)の対象となる「高等教育機関」の範囲は「高等教育資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」⁽²⁾にて「学校教育法に規定される大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専門学校(農業大学校を除く。)並びに省庁大学校たる国立看護大学校、職業能力開発総合大学校及び水産大学校」と定められており、本書においてもこれを基準として記述する。

■ 学校教育法に規定される高等教育機関

大学	大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。(教育基本法第7条第1項)
大学 (学士課程)	大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。(学校教育法第83条第1項及び第2項)
専門職大学	大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。(学校教育法第83条の2第1項)
大学院	大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。(学校教育法第99条第1項)
専門職大学院	大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。(学校教育法第99条第2項)
短期大学	大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とするものは、短期大学とする。(学校教育法第108条第1項及び第3項)
専門職短期大学	短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。(学校教育法第108条第4項)
高等専門学校	高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。(学校教育法第115条第1項及び第2項)
専門学校(専修学校専門課程)	専門課程を置く専修学校 ⁽³⁾ は、専門学校と称することができる。専門学校は、高等学校における教育の基礎の上に、職業若しくは实际生活に必要な能力を養成し、又は教養の向上を図ることを目的として組織的な教育を行う。(学校教育法第124条～第126条)

2-2. 高等教育資格と授与機関

表1 高等教育資格・授与機関一覧

種類	資格	授与機関	標準修業 年限(年)	必要 単位数	ISCED 2011 ⁽⁴⁾	取得後の進学先		
学位	学士	大学	標準	4	124	665	大学院、 専門職大学院	
			医学・歯学 薬学(臨床目的) 獣医学	6	188 186 182	766		
		大学改革支援・学位 授与機構		-	-	665 ⁽⁵⁾		
		学士 (専門職)	専門職大学	4	124	未定		
	短期大学士	短期大学	2 3	62 93	544	大学への編入学、 専門職大学への編入学		
	短期大学士 (専門職)	専門職短期大学、専門職大学の前期課程修了者(前期・後期課程を置く専門職大学の場合のみ)	2	62	未定			
			3	93				
	修士	大学院 (博士課程前期)	2	30	767	大学院(博士課程後期)		
		大学改革支援・学位 授与機構	-	-	767 ⁽⁵⁾			
	博士	大学院 (博士課程後期)	5	30 (修士の学位若しくは専門職学位を有する者等は不要)	864	該当なし		
大学改革支援・学位 授与機構		-	-	864 ⁽⁵⁾				
専門職学位	修士 (専門職)	専門職大学院	標準	1-2	30	大学院(博士課程後期)		
	法務博士 (専門職)		法科大学院	3	93			
	教職修士 (専門職)		教職大学院	2	45			
称号	準学士	高等専門学校	標準	5	167	554	高等専門学校(専攻科)、 大学への編入学、 専門職大学への編入学	
			商船に関する 学科	5.5	147			
	専門士	専門学校	2	62	554	大学への編入学、 専門職大学への編入学		
	高度専門士	専門学校	4	124	554	大学院、 専門職大学院		

2-2-1. 大学

■ 大学(学士課程)、専門職大学

【学士課程】

授与できる資格： 学士

修業年限： 4年。医学、歯学、薬学(臨床目的)、獣医学の課程は6年。

卒業要件： 4年以上在学し、124単位以上の修得。

医学、歯学は、6年以上在学し、188単位以上の修得。

薬学(臨床目的)は、6年以上在学し、186単位以上の修得。

獣医学は、6年以上在学し、182単位以上の修得。

早期卒業： 大学(学士課程)に3年以上在学し、卒業要件の単位を優秀な成績で修得した場合は、卒業が認められる。ただし、医学、歯学、薬学(臨床目的)、獣医学の課程には適用されない。

卒業後の進学先： 大学院、専門職大学院

【専門職大学】

専門職大学は、大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とした高等教育機関である。なお、専門職大学は、医学、歯学、薬学(臨床目的)、獣医学の課程を置くことはできない。

授与できる資格： 学士(専門職)

※課程を前期課程(2年又は3年)・後期課程(2年又は1年)に分ける専門職大学においては、前期課程を修了した者に「短期大学士(専門職)」を授与。

修業年限： 4年

卒業要件： 4年以上在学し、124単位以上の修得かつ実習、実技又は実験による授業科目の単位が40単位以上(40単位以上のうち、臨地実務実習(学外での実習)による授業科目の単位を20単位以上修得)。

早期卒業： 専門職大学に3年以上在学し、卒業要件の単位を優秀な成績で取得した場合は、卒業が認められる。

卒業後の進学先： 大学院、専門職大学院

■ 短期大学、専門職短期大学

【短期大学】

授与できる資格： 短期大学士(2005年以前は、準学士の称号を授与)

修業年限： 2年又は3年

卒業要件： 修業年限が2年の場合は、2年以上在学し、62単位以上の修得。

修業年限が3年以上の場合は、3年以上在学し、93単位以上の修得。

早期卒業： 短期大学には早期卒業の制度はない。

卒業後の進学先： 大学への編入学、専門職大学への編入学

【専門職短期大学】

専門職短期大学は、短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とする高等教育機関である。

授与できる資格： 短期大学士(専門職)

修業年限： 2年又は3年

卒業要件： 修業年限が2年の場合は、2年以上在学し、62単位以上の修得かつ実習、実技又は実験による授業科目の単位が20単位以上(20単位以上のうち、臨地実務実習(学外での実習)による授業科目の単位を10単位以上修得)。

修業年限が3年の場合は、3年以上在学し、93単位以上の修得かつ実習、実技又は実験による授業科目の単位が30単位以上(30単位以上のうち、臨地実務実習(学外での実習)による授業科目の単位を15単位以上修得)。

早期卒業： 専門職短期大学には早期卒業の制度はない。

卒業後の進学先： 大学への編入学、専門職大学への編入学

■ 大学院、専門職大学院**【大学院 修士課程】**

授与できる資格： 修士

標準修業年限： 2年

修了要件： 以下をすべて満たすこと。

- ① 2年(標準修業年限が2年以外の場合は、当該標準修業年限)以上の在学
- ② 30単位以上の修得
- ③ 必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究成果の審査及び試験への合格

早期修了： 大学院の修士課程に1年以上在学し、優れた業績を上げた場合は修了が認められる。

修了後の進学先： 大学院(博士課程後期)

【大学院 博士課程】

授与できる資格： 博士

標準修業年限： 5年(前期2年及び後期3年の課程に区分する博士課程の前期2年の課程を含む。本書では以降当該前期2年の課程を修士課程として取り扱う)。

修了要件： 以下をすべて満たすこと。

- ① 5年以上(標準修業年限が5年を超える場合は、当該修業年限以上。修士課程の2年間を含む)の在学
- ② 30単位以上の修得(修士の学位若しくは専門職学位を有する者等は不要)
- ③ 必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験への合格

早期修了： 大学院の博士課程に3年以上在学し、優れた研究業績を上げた場合は修了が認められる。

【専門職大学院】

専門職大学院は、社会の各分野において指導的な役割を果たすとともに国際的に活躍することのできる高度専門職業人の養成に目的を特化した大学院。専門職大学院のうち、法曹養成のための教

育を行うことを目的とするものを法科大学院、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員の養成のための教育を行うことを目的とするものを教職大学院という。

授与できる資格： 専門職学位〔修士(専門職)、法務博士(専門職)、教職修士(専門職)〕

標準修業年限： 2年又は1年以上2年未満の期間で各大学が定める。法科大学院は3年。

修了要件： <専門職大学院> 2年(標準修業年限が2年以外の場合は、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上の修得。

<法科大学院> 3年(標準修業年限が3年を超える場合は、当該標準修業年限)以上在学し、93単位以上の修得。

<教職大学院> 2年(標準修業年限が2年以外の場合は、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上の修得。

早期修了： 大学院入学資格取得後、入学前に修得した単位により当該専門職大学院において教育課程の一部を履修したと認める場合、以下の在学期間の短縮が認められる。

<専門職大学院及び教職大学院> 標準修業年限の2分の1を超えない範囲(ただし、1年以上の在学が必要)

<法科大学院> 1年を超えない範囲(上記に加えて、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者も認められる)

修了後の進学先： 大学院(博士課程後期)

2-2-2. 高等専門学校

高等専門学校は、中学校卒業後の5年一貫で実験・実習を重視した専門教育を行う高等教育機関。ものづくりを支える実践的・創造的技術者を養成している。

授与できる資格： 準学士の称号

修業年限： 5年。商船に関する学科は5年6か月。

卒業要件： 167単位以上の修得。商船に関する学科は、147単位以上の修得。

早期卒業： 高等専門学校には早期卒業の制度はない。

卒業後の進学先： 高等専門学校(専攻科)、大学への編入学、専門職大学への編入学

2-2-3. 専門学校(専門課程を置く専修学校)

一般的に、専修学校のうち専門課程を置く学校は、専門学校と称することができる。専門学校は、高等学校における教育の基礎の上に、職業、若しくは實際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とする。専門学校のうち要件を満たす課程として文部科学大臣が認めたものを卒業した者には、専門士又は高度専門士の称号が付与される。

授与できる資格： 専門士又は高度専門士

修業年限： 1年以上

修了要件： 昼間学科は、800単位時間又は30単位に修業年限の年数を乗じた授業時数以上の履修。

夜間等学科は、450単位時間又は17単位に修業年限の年数を乗じて得た授業時数以上の履修。ただし800単位時間又は30単位以上の履修が最低限必要。

早期修了：専門学校には早期修了の制度はない。

修了後の進学先：専門士の場合は大学への編入学、専門職大学への編入学
高度専門士の場合は大学院、専門職大学院

2-2-4. 省庁大学校

学校以外の教育施設で、学校教育法以外の法令によって規定されている。省庁大学校の中には、そこでの学習が大学教育に相当する水準を有すると大学が認めた場合に、大学が単位を与えることができるものもある(詳細は文部省告示(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19910605001/k19910605001.html)参照)。また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認めた課程の修了者に対しては、所定の審査を経ることで同機構の学位が与えられる。

授与できる資格：教育制度上の学位・称号は授与できない

修業年限：各機関・課程により異なる

修了要件：各機関・課程により異なる

<東京規約の対象とする省庁大学校>

- **国立看護大学校**：国立高度専門医療研究センター等の看護師、助産師を養成することを目的に、厚生労働省が開設した看護学の高等教育機関。看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設として設置され、国立研究開発法人国立国際医療研究センターが運営している。(参考：高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律⁽⁶⁾)
- **職業能力開発総合大学校**：厚生労働省所管の省庁大学校であり、3つの基幹業務(1.職業訓練指導員の養成、2.職業訓練指導員の研修(再訓練)、3.職業能力の開発・向上に関する調査・研究)を行うことなどを目的として、国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営している。(参考：職業能力開発促進法⁽⁷⁾)
- **水産大学校**：農林水産省を主務省とした水産に関する高等教育機関であり、水産業を担う人材の育成を図るための水産に関する学理及び技術の教授を行うことを目的とする。政府からの出資により、国立研究開発法人水産研究・教育機構が運営している。(参考：国立研究開発法人水産研究・教育機構法⁽⁸⁾)

2-3. 大学改革支援・学位授与機構の学位

大学改革支援・学位授与機構は、高等教育段階の様々な教育機会における学習の成果を評価し、大学卒業生・大学院修了者と同等の学習を修め、かつ同等以上の学力を有すると認められた者に対して学位の授与を行っている。その学位授与には、(1)短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与、(2)大学改革支援・学位授与機構認定の教育施設の課程修了者への学位授与の2種類がある。

(1)短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、高等教育機関において一定の学習を修め、その成果をもとにさらに大学の科目等履修生制度や機構が認定した専攻科で所定の単位を修得し、機構の審査の結果、大学卒業と同等以上の学力が認められた者に対して学士の学位を授与している。

【詳細リンク】 日本語 https://www.niad.ac.jp/n_gakui/tsumiage/

英語 <https://www.niad.ac.jp/english/adegres/aod/scheme1.htm>

(2)大学改革支援・学位授与機構認定の教育施設の課程修了者への学位授与

大学改革支援・学位授与機構は、省庁大学校の課程を学校教育法、大学設置基準、大学院設置基準等に照らして審査し、大学の学士課程、大学院の修士課程又は博士課程と同等の水準にある課程を認定している。この課程の修了者からの申請に応じ、機構での審査を経た上で学位を授与している。認定を受けた課程には、原則5年ごとに教育の実施状況等の審査(レビュー)を行い、教育水準が維持されていることを確認している。

【詳細リンク】 日本語 https://www.niad.ac.jp/n_gakui/ninteisisetsu/

英語 <https://www.niad.ac.jp/english/adegres/aod/scheme2.htm>

2-4. 授業の単位数

授業の単位は学校種によって異なる扱いを受けている。

大学(大学(学士課程)、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、大学院、専門職大学院を含む)での授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技に区分され、このいずれか又はこれらの併用により行われ、授業科目ごとに、履修した学生に対して試験の上単位が付与される。

単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とする。また、授業の方法に応じて当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、講義及び演習は15時間～30時間、実験、実習及び実技は30時間～45時間の範囲で大学がそれぞれ定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学習の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学習等を考慮して大学が単位数を定めることができる。

各授業科目の授業の期間は10週又は15週を単位とし、大学が1年間に授業を行う期間は35週にわたる(定期試験等の期間を含む)ことを原則とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

高等専門学校では、他の高等教育機関との単位互換・編入等の円滑な実施を目指し、2006年度以降、従来の履修単位に加えて学修単位が導入された。履修単位は30単位時間(1単位時間は50分を標準とする)で1単位が付与される。学修単位時間は60単位を限度として各高等専門学校の判断で導入でき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容で構成することを標準とし、講義及び演習は、15時間～30時間、実験、実習及び実技は30時間～45時間の範囲で高等専門学校がそれぞれ定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

専門学校では学年制の場合は1単位時間を標準50分とし、昼間学科の授業時数は1年間に800単位時間以上、夜間等授業時数は1年間に450単位時間以上とする。単位制による学科を置く専門学校においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15～30時間、実験、実習及び実技については30～45時間までの範囲で専門学校が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2-5. 資格枠組と学習成果

日本には国が定める資格枠組はないが、学習成果の設定とその測定は学位を授与する各大学等が行っている。一方で、中央教育審議会では、2008年12月に発表した答申「学士課程教育の構築に向けて」の中で、学士課程で分野共通に培われる学習成果に関する指針を示した。「学士力」と名付けられたこの指針では、4つのカテゴリーで合計13のスキル・能力が掲げられている(下記参照)。

各専攻分野を通じて培う「学士力」⁽⁹⁾
～学士課程共通の「学習成果」に関する参考指針～

1. 知識・理解

専攻する特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解するとともに、その知識体系の意味と自己の存在を歴史・社会・自然と関連付けて理解する。

- (1) 多文化・異文化に関する知識の理解
- (2) 人類の文化、社会と自然に関する知識の理解

2. 汎用的技能

知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能

- (1) コミュニケーション・スキル
日本語と特定の外国語を用いて、読み、書き、聞き、話すことができる。
- (2) 数量的スキル
自然や社会的事象について、シンボルを活用して分析し、理解し、表現することができる。
- (3) 情報リテラシー
ICT を用いて、多様な情報を収集・分析して適正に判断し、モラルに則って効果的に活用することができる。
- (4) 論理的思考力
情報や知識を複眼的、論理的に分析し、表現できる。
- (5) 問題解決力
問題を発見し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

3. 態度・志向性

- (1) 自己管理能力
自らを律して行動できる。
- (2) チームワーク、リーダーシップ
他者と協調・協働して行動できる。また、他者に方向性を示し、目標の実現のために動員できる。
- (3) 倫理観
自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
- (4) 市民としての社会的責任
社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、社会の発展のために積極的に関与できる。
- (5) 生涯学習力
卒業後も自律・自立して学習できる。

4. 統合的な学習経験と創造的思考力

これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力

2-6. 高等教育機関数、学生数、教員・職員数

表2 設置者別高等教育機関数

(2018年5月1日現在)

	国立	公立	私立	合計
大学(大学院を含む) ⁽¹⁰⁾	86	93	603	782
短期大学 ⁽¹¹⁾	0	17	314	331
高等専門学校 ⁽¹²⁾	51	3	3	57
専門学校(専修学校専門課程) ⁽¹³⁾	9	186	2,610	2,805
合計	146	299	3,530	3,975

表3 設置者別高等教育機関在籍学生数

(2018年5月1日現在)

	国立	公立	私立	合計
大学 ⁽¹⁴⁾	608,969	155,520	2,144,670	2,909,159
短期大学 ⁽¹⁵⁾	-	6,221	112,814	119,035
高等専門学校 ⁽¹⁶⁾	51,545	3,756	2,166	57,467
専門学校(専修学校専門課程) ⁽¹⁷⁾	357	24,474	563,484	588,315
合計	660,871	189,971	2,823,134	3,673,976

表4 設置者別高等教育機関本務教員・職員数

(2018年5月1日現在)

		国立	公立	私立	合計
大学	本務教員数 ⁽¹⁸⁾	64,562	13,840	108,761	187,163
	本務職員数 ⁽¹⁹⁾	82,944	16,699	145,983	245,626
短期大学	本務教員数 ⁽²⁰⁾	-	421	7,239	7,660
	本務職員数 ⁽²¹⁾	-	161	4,089	4,250
高等専門学校	本務教員数 ⁽²²⁾	3,772	294	158	4,224
	本務職員数 ⁽²³⁾	2,519	86	52	2,657
専門学校(専修 学校専門課程)	本務教員数 ⁽²⁴⁾	89	2,846	34,613	37,548
	本務職員数	不明	不明	不明	不明
合計	本務教員数	68,423	17,401	150,771	236,595
	本務職員数	-	-	-	-

3. 高等教育機関への入学

高等教育機関へ入学するためには、法令上定められている入学資格を満たし、かつ個々の機関の入学者選抜を経ることとされている。当該選抜を経た者に入学が許可されることになっている。

なお、法令上の入学資格に加え、個々の機関において入学者選抜の出願要件を設けている場合もある。

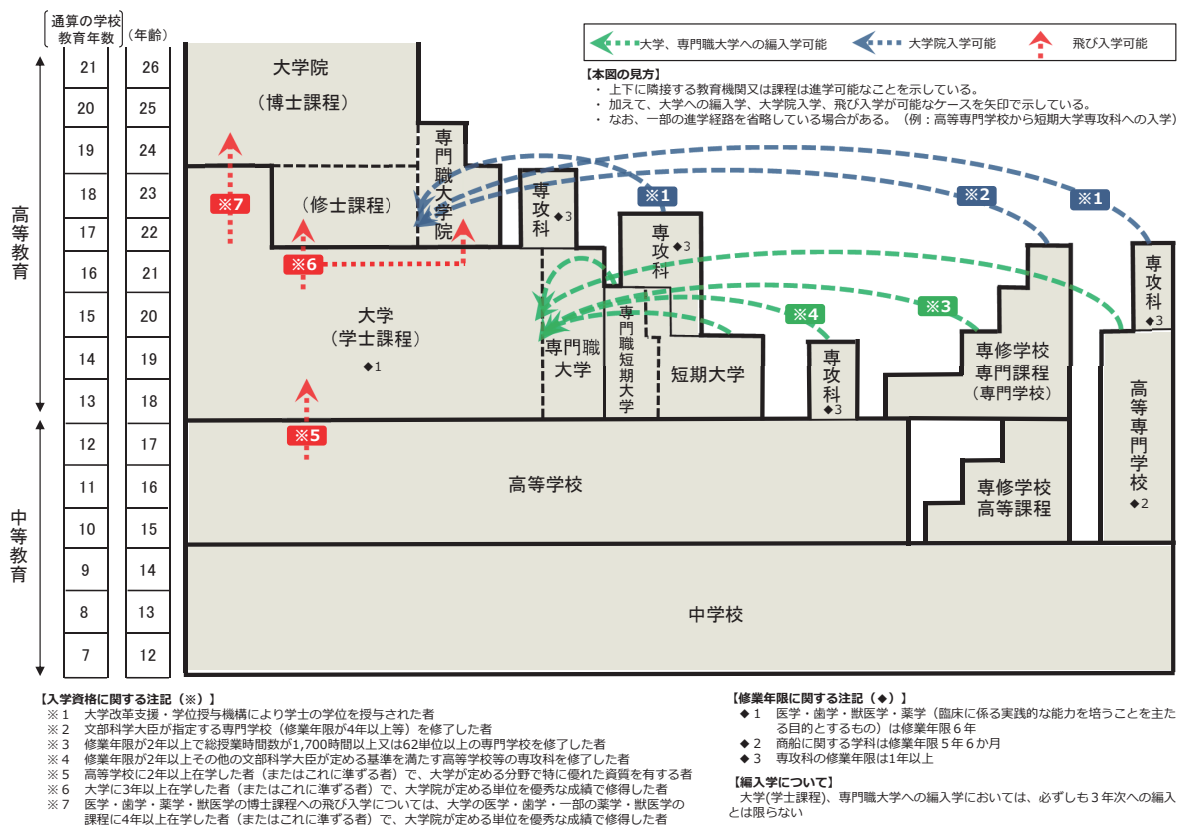


図2 進学経路図

3-1. 入学資格

3-1-1. 大学への入学

■ 大学(学士課程)・専門職大学・短期大学・専門職短期大学

大学(学士課程)、専門職大学、短期大学、専門職短期大学への入学は、法令により基本的に12年又は指定された学校教育(初等中等教育)の課程を修了した者に入学資格が認められており、外国で教育を受けた者も同様である。

また、12年の学校教育課程修了相当の学力認定試験である「高等学校卒業程度認定試験」の合格者、外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEAレベル等を保有する者にも入学資格が認められている。また、各機関の個別の入学資格審査によって入学資格を認めることもある。入学資格の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「大学入学資格について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111314.htm

「(参考)外国やインターナショナルスクールで学ぶ方向けの資料『日本の大学入学資格について』」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/_icsFiles/afieldfile/2019/04/01/1232840_1_1.pdf

【大学(学士課程)・専門職大学への編入学】

法令上の要件を満たした者は、大学(学士課程)又は専門職大学への編入学が認められている。日本国内からの進学者としては、①短期大学卒業、②専門職短期大学卒業、③高等専門学校卒業、④専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上)修了、⑤一部の高等学校専攻科修了、⑥短期大学相当として文部科学大臣に指定された外国大学日本校卒業のいずれかが要件となる。

また、外国の短期大学の卒業者も編入学が認められている。編入学の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「大学への編入学について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111315.htm

「文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校(平成27年4月15日現在)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111315/001.htm

【飛び入学】

飛び入学制度は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から、特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ることを目的とする。法令上の要件を満たす一部の大学で、高等学校等に2年以上在学した者で、大学が定める分野で特に優秀な資質を有する者が飛び入学を認められている。飛び入学制度の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「大学への飛び入学について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111318/001.htm

■ 大学院・専門職大学院

大学院、専門職大学院への入学は、大学(学士課程)の卒業、専門職大学の卒業、大学改革支援・学位授与機構の学士の取得、学校教育における16年(医学、歯学、薬学又は獣医学は18年)の課程を修了した者等に認められている。また、各機関の個別の入学資格審査によって入学資格が認められることもある。

修士課程・博士課程(前期)・専門職学位課程、博士課程(後期)への入学資格の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「修士課程・博士課程(前期)・専門職学位課程の入学資格について」

www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111316.htm

「博士課程(後期)の入学資格について」

www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111317.htm

【飛び入学】

飛び入学制度は、一人一人の能力・適性に応じた教育を進める観点から特定の分野で特に優れた資質を有する者に早期に大学院入学の機会を与え、その才能の一層の伸長を図ることを目的とする。法令上の要件を満たす一部の大学院で、大学(学士課程)に3年以上在学した者で、大学院が定める単位を優秀な成績で修得した者が飛び入学を認められている。飛び入学制度の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「飛び入学について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shikaku/07111318.htm

3-1-2. 高等専門学校への入学

高等専門学校の課程は後期中等教育から始まる。そのため、入学資格は高等学校と同じく、日本の教育制度上の前期中等教育の修了や外国で学校教育の9年の課程修了等が条件となる。高等専門学校への入学資格の詳細は、以下の文部科学省ホームページを参照。

「高等専門学校(高専)について」

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kousen/nyugaku.htm

3-1-3. 専門学校への入学

専門学校への入学資格は、大学(学士課程)の入学資格と同様に、法令により基本的に12年の学校教育(初等中等教育)の課程を修了した者に入学資格が認められており、外国で教育を受けた者も同様である。

また、12年の学校教育課程修了相当の学力認定試験である「高等学校卒業程度認定試験」の合格者、外国の大学入学資格である国際バカロレアやアビトゥア等を保有する者にも入学資格が認められている。また、各機関の個別の入学資格審査によって入学資格を認めることもある。

3-1-4. 省庁大学校への入学

省庁大学校の入学資格は機関ごとに異なる。法令や所管省庁からの訓令によって規定されている場合もある。

3-2. 入学者選抜制度

日本の高等教育機関の入学者選抜は、基本的にそれぞれの機関の入学者受入方針に沿った独自の選抜方法で実施されることとなっている。

3-2-1. 大学の入学者選抜

■ 大学(学士課程)・専門職大学・短期大学・専門職短期大学

大学(学士課程)・専門職大学・短期大学・専門職短期大学の入学者選抜は、毎年度、文部科学省が定めた「大学入学者選抜実施要項」⁽²⁵⁾に基づき実施されている。大学入学者選抜実施要項には、選

抜方法、選抜時期等が記載されている。入学者選抜方法は各機関により様々であり、後述の大学入試センター試験の結果を用いて入学者選抜を行う場合、個別の学力試験や面接等の試験を実施する場合、書類審査と面接を実施する場合等があり、外国人向けの特別な入学者選抜を実施する場合もある。

【大学入試センター試験】

大学入試センター試験は、大学が任意で利用する試験であり、大学への進学を目指す高等学校卒業見込み者や既卒者を対象として毎年1月中旬に全国で一斉に行われる共通試験である。利用する大学と独立行政法人大学入試センターが協力して共同で実施する。試験は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、外国語の6教科30科目について、マークシート形式の筆記試験(英語についてはリスニングあり)で出題される。各大学は利用教科・科目を指定し、試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いることが可能である。なお、本試験は、2020年度(2021年度入学者選抜)に廃止され、一部の科目に記述式問題を導入するとともに、知識・技能だけでなく、思考力・判断力・表現力を適切に評価する大学入学共通テストに移行する予定。

【日本留学試験(EJU)】

日本留学試験(EJU)は、外国人留学生として、日本の大学(学部)等に入学を希望する者について、日本の大学等で必要とする日本語力及び基礎学力の評価を行うことを目的に実施する試験である。毎年6月及び11月に、日本学生支援機構(JASSO)が日本国内と国外で実施する。日本留学試験の出題科目は、日本語、理科(物理・化学・生物)、総合科目及び数学があり、また、出題言語も日本語と英語があり、出願時に日本の各大学が指定する受験科目及び出題言語を選択して受験することとなる。多くの日本の大学等で本試験が特別選考の参考として活用されている。

■ 大学院・専門職大学院

大学院・専門職大学院への入学者の選抜は、文部科学省が定めた「大学院入学者選抜実施要項」(平成20年文部科学省高等教育局長通知)に基づき実施されている。入学者選抜方法は様々であり、例えば、書類審査、学力試験、面接等の手法を組み合わせる総合的に判断される。同一の大学の学部から大学院への進学時には推薦入試が行われることもあるほか、近年ではAO入試を導入する大学院も増えている。また、外国人向けの特別な入学選考を実施する場合もあり、そのうち日本留学試験(EJU)を参考として活用する場合もある。

3-2-2. 高等専門学校の入学者選抜

高等専門学校(高専)への入学者選抜は、国公立を問わず、すべての高専で学力試験による入試と推薦入試が行われている。一部の高専では、これらに加え、AO入試や帰国子女入試等も行われる。また、国立の高専51校の入学者選抜は、全国で同時期に共通の問題を用いて実施される。また、外国人向けの特別な入学選考を実施する場合もあり、そのうち日本留学試験(EJU)を参考として活用する場合もある。

3-2-3. 専門学校の入学者選抜

専門学校への入学者選抜方法は、各学校により様々である。専攻分野や学科の特徴に応じて様々な方法による入学者選抜が行われている。また、外国人向けの特別な入学選考を実施する場合もあり、そのうち日本留学試験(EJU)を参考として活用する場合もある。

3-2-4. 省庁大学校の入学者選抜

省庁大学校では各校が独自の入学者選抜を行っている。その種類は一般入試、推薦入試、帰国生入試等である。入試で課される試験の内容も様々であり、書類選考、学力試験、面接、小論文等が取り入れられている。

4. 高等教育所管官庁

文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。(文部科学省設置法第3条)

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

ウェブサイト <http://www.mext.go.jp>

5. 高等教育関係機関

- 一般社団法人 国立大学協会 <http://www.janu.jp/>
- 一般社団法人 公立大学協会 <http://www.kodaikyo.org/>
- 日本私立大学協会 <http://www.shidaikyo.or.jp/>
- 一般社団法人 日本私立大学連盟 <http://www.shidai ren.or.jp/>
- 全国公立短期大学協会 <http://www.kotankyo.jp/>
- 日本私立短期大学協会 <http://www.tandai.or.jp/>
- 独立行政法人 国立高等専門学校機構 <https://www.kosen-k.go.jp/>
- 全国専修学校各種学校総連合会 http://www.zensenkaku.gr.jp/zensen_index.cgi

6. 学生組合と学生の大学運営の参画等の状況

大学運営と結びついた全国規模の学生組合はない。

7. 入学料⁽²⁶⁾と年間授業料⁽²⁷⁾

表5 大学の入学料と年間授業料

(単位:円)

	入学料	年間授業料	計
国立 ⁽²⁸⁾	282,000	535,800	817,800
公立 ⁽²⁹⁾	(域内者)230,186 (域外者)394,225	538,294	(域内者)768,480 (域外者)932,519
私立 ⁽³⁰⁾	252,030	900,093	1,152,123

表6 短期大学の入学料と年間授業料

(単位:円)

	入学料	年間授業料	計
国立 ⁽²⁸⁾	169,200	390,000	559,200
公立(昼間部) ⁽³¹⁾	(域内者)131,413 (域外者)217,093	387,880	(域内者)519,293 (域外者)604,973
私立 ⁽³⁰⁾	244,948	699,876	944,824

表7 大学院の入学料と年間授業料

(単位:円)

	入学料	年間授業料	計
国立 ⁽²⁸⁾	282,000	535,800	817,800
公立(昼間部) ⁽³²⁾	(域内者)228,359 (域外者)363,666	537,957	(域内者)766,316 (域外者)901,623
私立 ⁽³³⁾	博士前期課程	210,086	743,629
	博士後期課程	200,842	613,568
	専門職学位課程	195,960	1,117,992
			953,715 814,410 1,313,952

表8 高等専門学校⁽³⁴⁾の入学料と年間授業料

(単位:円)

	入学料	年間授業料	計
国立 ⁽³⁴⁾	84,600	234,600	319,200
公立 ⁽³⁵⁾	(域内者)51,700 (域外者)84,600	234,600	(域内者)286,300 (域外者)319,200
私立 ⁽³⁰⁾	202,609	455,478	658,087

8. 主な奨学金制度

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金⁽³⁶⁾とは、教育機会均等の理念のもと、経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」又は「給付」する奨学金の制度である。

貸与型には第一種奨学金(無利息)と第二種奨学金(利息付)がある。平成27年度の貸与人員は134万人(学生の2.6人にひとり)に上り、第一種と第二種の比率はおよそ1対2.5となっている。

給付型奨学金は国費を財源とし、返還義務のない奨学金を支給することにより、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、進学を後押しするものである。平成30年度の採用者は18,566人(大学(学部)、短期大学、高等専門学校、専修学校の合計)で、うち516人(2.8%)が社会的養護を必要とする人である。

また、海外留学する者に対する給付型奨学金として、海外留学支援制度(協定派遣・学部学位取得型・大学院学位取得型)がある。

協定派遣については、我が国の大学が、諸外国の大学と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、8日以上1年以内の短期間、我が国の大学から留学する学生に対し、奨学金を支給するものである。

また、学位取得型(学部・大学院)については、諸外国の大学で学位を取得するために留学をする者に対し、奨学金及び授業料を支給するものである。

表9 日本学生支援機構の奨学金制度

(2020年度以降)

事業主体	奨学金種別	事業対象	1人当たり年額(万円)
独立行政法人 日本学生支援機構	無利息貸与 ⁽³⁷⁾	大学	24~76.8
		大学院:修士	60~105.6
		大学院:博士	96~146.4
		短期大学	24~72
		高等専門学校:1-3年	12~42
		高等専門学校:4-5年	24~72
		専修学校専門課程	24~72
	利息付貸与 ⁽³⁸⁾	大学	24~192
		大学院	60~180
		大学院(法科大学院)	60~264
		短期大学	24~144
		高等専門学校:1-3年	対象外
		高等専門学校:4-5年	24~144
	給付 ⁽³⁹⁾	大学、短期大学 高等専門学校:4-5年 専修学校専門課程	7.1~91
		通信教育課程: 大学、短期大学 専修学校専門課程	1.7~5.1

9. 高等教育機関の学習者の形態

学位取得を目的として教育課程を履修する「学生」のほかに、科目レベルでの履修を行う「科目等履修生」や「研究生」等がある。

10. 留学生への情報提供

海外から日本への留学希望者に対する情報提供としては、Japanese College and University Portraits (<https://jpcup.niad.ac.jp/>)や Study in Japan (<https://www.studyinjapan.go.jp/en/>)等がある。

11. 主な高等教育関係法令

11-1. 高等教育関係根拠法令

- 教育基本法(平成18年法律第120号)
- 学校教育法(昭和22年法律第26号)

11-2. 高等教育機関関係設置基準

- 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)
- 大学通信教育設置基準(昭和56年文部省令第33号)
- 専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)
- 短期大学設置基準(昭和50年文部省令第21号)
- 短期大学通信教育設置基準(昭和57年文部省令第3号)
- 専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)
- 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)
- 専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)
- 高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)
- 専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)

11-3. 学位授与に関する法令

- 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条
- 学位規則(昭和28年文部省令第9号)

《注：第2章》

- (1) 日本が2017年12月6日に締結したユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」第1条は、当該規約における「高等教育」を「締約国の関係当局が自国の高等教育制度に属すると認める中等教育後の教育、訓練又は研究」、「高等教育機関」を「締約国の関係当局が認める高等教育を提供する施設」とそれぞれ定義している。
- (2) 文部科学省(2019)「高等教育の資格の承認に関するガイドライン～高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約～」(平成30年5月8日、令和元年8月1日改訂)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shitu/1404607.htm(2019年8月20日最終アクセス)
- (3) 学校教育法第1条(この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。)に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を養成し、又は教養の向上を図ることを目的として教育を行うもの(他の法律に特別の規程があるもの及び日本国内に居住する外国人を専ら対象とするものを除く)は、専修学校とする。専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程が置かれる。(学校教育法第124条、第125条)
- (4) ISCED2011:国際教育分類(ISCED: International Standard Classification of Education)は、ユネスコ統計研究所(UIS: UNESCO Institute of Statistics)が開発した世界の教育課程に関するデータ比較のために用いられる枠組みで、国連の国際的経済・社会指標群(United Nations International Family of Economic and Social Classifications)の1つ。1976年にユネスコ総会で採択され、現在は2011年の改訂版が用いられている。ISCED2011は、各教育課程が提供する資格の分類に用いられる。分類はレベル0～8の9段階で、高等教育(tertiary level)相当はレベル5～8となる。さらに、課程の性格にそってカテゴリとさらに細かいサブカテゴリに分けられ、「レベル」「カテゴリ」「サブカテゴリ」を表す3桁の数字で分類される。
UNESCO Institute for Statistics (2019) *ISCED Mappings*.
<http://uis.unesco.org/en/isced-mappings>(2019年1月30日最終アクセス)
- (5) 大学改革支援・学位授与機構が授与する学位について、単位積み上げ型の学位の場合はISCED分類が該当しない。省庁大学校等機構認定の教育施設の課程修了者への授与の場合は、学士がISCED665、修士がISCED767、博士がISCED864に該当する。
- (6) e-Gov ウェブサイト、高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC0000000093&openerCode=1
- (7) e-Gov ウェブサイト、職業能力開発促進法
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=344AC0000000064&openerCode=1#231
- (8) e-Gov ウェブサイト、国立研究開発法人水産研究・教育機構法
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=411AC0000000199&openerCode=1#8
- (9) 中央教育審議会(2008)「学士課程教育の構築に向けて(答申)」, pp.12-13
http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2008/12/26/1217067_001.pdf
(2019年1月30日最終アクセス)
- (10) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/大学・大学院, 統計表:類型別 学校数)
<https://www.e-stat.go.jp/>(2019年1月30日最終アクセス) ※以下、(11)から(24)の入手先 URL も同じ
- (11) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/短期大学, 統計表:類型別 学校数)
- (12) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/高等専門学校, 統計表:都道府県別 学校数及び学生数)
- (13) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/初等中等教育機関・専修学校・各種学校《報告書掲載集計》/学校調査・学校通信教育調査(高等学校)/専修学校, 統計表:類型別学校数)
- (14) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/大学・大学院, 統計表:昼夜別 学生数)
- (15) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/短期大学, 統計表:昼夜別 学生数)

- (16) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/高等専門学校,統計表:都道府県別 学校数及び学生数)
- (17) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/初等中等教育機関・専修学校・各種学校《報告書掲載集計》/学校調査・学校通信教育調査(高等学校)/専修学校,統計表:都道府県別生徒数)
- (18) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/大学・大学院,統計表:都道府県別 教員数(本務者))
- (19) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/大学・大学院,統計表:都道府県別 職員数(本務者))
- (20) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/短期大学,統計表:都道府県別 教員数(本務者))
- (21) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/短期大学,統計表:都道府県別 職員数(本務者))
- (22) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/高等専門学校,統計表:都道府県別 教員数(本務者))
- (23) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/高等教育機関《報告書掲載集計》/学校調査/高等専門学校,統計表:職員及び学校医等の数)
- (24) 政府統計の総合窓口(e-Stat)(2019)学校基本調査(提供分類:平成30年度/初等中等教育機関・専修学校・各種学校《報告書掲載集計》/学校調査・学校通信教育調査(高等学校)/専修学校,統計表:都道府県別教員数(本務者))
- (25) 「大学入学者選抜実施要項」では、入学者選抜の方法として一般入試の他、各大学の判断により、入学定員の一部について、アドミッション・オフィス(AO)入試(詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法)、推薦入試(出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法)、専門学校・総合学校卒業生入試(高等学校の専門教育の学科等卒業者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により判定する入試方法)、帰国子女入試、社会人入試等の多様な入試方法を行うことが望ましいとされている。また、学力検査の方法として、個別学力検査、大学入試センター試験の利用、小論文や面接、実技指導等の活用、資格・検定試験等の成績の活用が挙げられている。
文部科学省(2019)入学者選抜実施要項(令和2年度版)
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senbatsu/1346785.htm(2019年8月6日最終アクセス)
- (26) 入学金は初年度の入学時のみ必要。
- (27) 年間授業料は1年間に必要とされる額。国立大学等において、徴収は学期その他の期間に区分して行うことが原則である。
- (28) 国立大学は学部(昼間)及び大学院の標準額を示しており、これを標準として国立大学法人が定める。大学(夜間)は昼間の半額。国立短期大学は現存する機関はないが、法令上の規定はある(2019年5月現在)。
e-Gov ウェブサイト, 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416M60000080016
(2019年5月13日最終アクセス)
- (29) 公立の大学は2017年度の87大学の平均額である。文部科学省「平成29年度学生納付金調査結果」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/fieldfile/2017/08/23/1284481_08_1.pdf
(2019年5月15日最終アクセス)
- (30) 私立の大学・短期大学・高等専門学校の額は2017年度の平均額(大学580校、短期大学300校、高等専門学校3校)である。文部科学省(2018)「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1412031.htm(2019年5月15日最終アクセス)
- (31) 公立の短期大学は昼間部の2017年度の15短期大学の平均額である。
文部科学省「公立短期大学授業料等(平成29年度)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/tandai/1312330.htm(2019年5月15日最終アクセス)

- (32) 公立の大学院は2017年度の79大学の平均額である。文部科学省「平成29年度学生納付金調査結果」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/___icsFiles/afieldfile/2017/08/23/1284481_08_1.pdf
 (2019年5月15日最終アクセス)
- (33) 私立大学大学院は2017年度の平均額(博士前期課程430大学、博士後期課程316大学、専門職学位課程47大学)である。文部科学省(2018)「私立大学等の平成29年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/1412031.htm(2019年5月15日最終アクセス)
- (34) 国立の高等専門学校は標準額を示しており、これを標準として独立行政法人国立高等専門学校機構が定める。e-Gov ウェブサイト、国立高等専門学校の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第17号)
https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416M60000080017
 (2019年5月13日最終アクセス)
- (35) 公立の高等専門学校は2017年度の全3校の平均額である。
- ・ 大阪府立大学工業高等専門学校(2019)授業料等学費 *School Expenses*
<http://www2.ct.osakafu-u.ac.jp/for-applicant/school-expenses/>(2019年5月13日最終アクセス)
 - ・ 神戸市立工業高等専門学校(2019)学費に関する情報
<http://www.kobe-kosen.ac.jp/koukai/gakuhi/>(2019年5月13日最終アクセス)
 - ・ 東京都立産業技術高等専門学校(2019)学費・入学金及び免除制度
<http://www.metro-cit.ac.jp/examinee/jugyoryo/>(2019年5月13日最終アクセス)
- (36) 日本学生支援機構「JASSO の奨学金とは」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/index.html>(2019年5月13日最終アクセス)
- (37) 日本学生支援機構「奨学金の制度(貸与型)>金額>第一種(利息の無いタイプ)>令和2年度以降入学者の貸与月額」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>(2019年8月7日最終アクセス)
- (38) 日本学生支援機構「奨学金の制度(貸与型)>金額>第二種(利息が付くタイプ)」貸与月額
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/2shu/index.html>(2019年5月13日最終アクセス)
- (39) 日本学生支援機構「奨学金の制度(給付型)>支給月額」
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kingaku/index.html>(2019年5月13日最終アクセス)

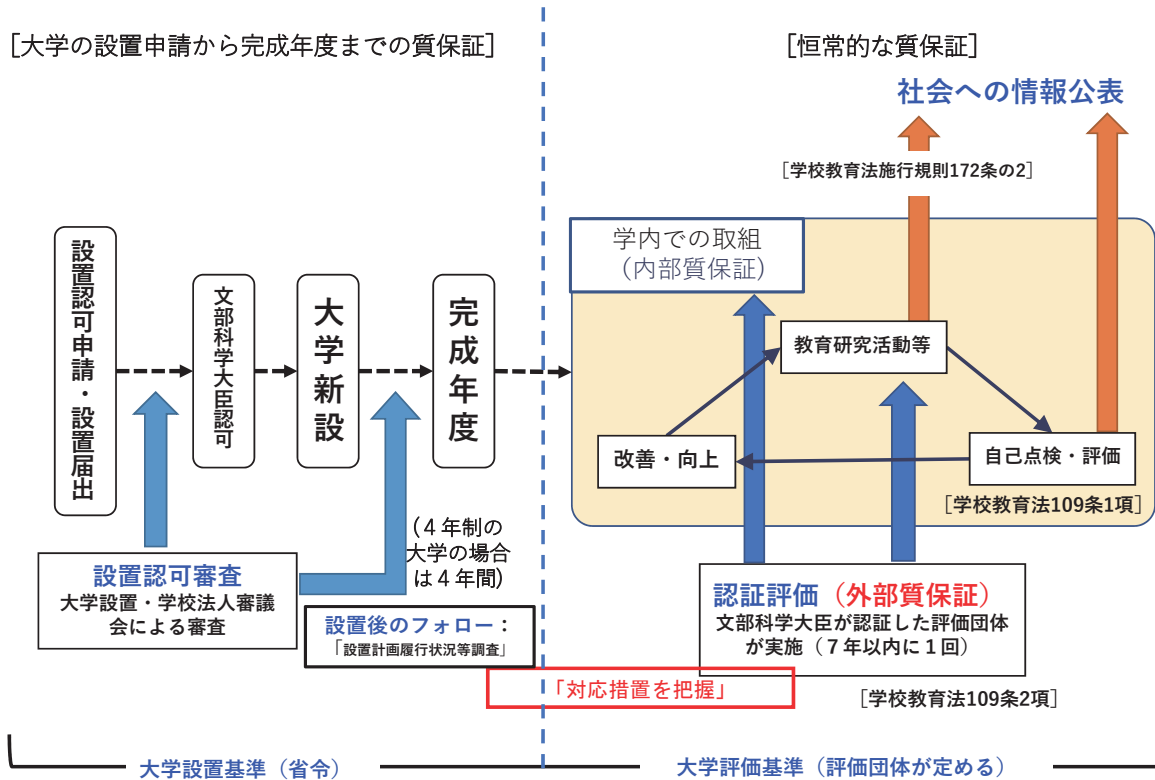
第3章 質保証制度の概要

1. 日本の高等教育質保証制度の概略

現在の日本では、学校教育法に規定される以下の2種類の制度によって高等教育の質保証が実施されている。

- 設置認可・届出制度(学校教育法第4条)
- 認証評価制度(学校教育法第109条第2項及び第3項)

日本における高等教育質保証のシステム：設置認可と大学評価



文部科学省中央教育審議会大学分科会等の資料をもとに作成

図3 日本における高等教育質保証のシステム：設置認可と大学評価

設置認可・届出制度は、大学等を新規に設置するため、又は既に設置されている大学等において学部、研究科等を新規に設置するために文部科学大臣の認可を要するという規制制度である。ただし、既に設置されている大学等は一定の条件の下に新規の学部・研究科等を届け出ることによって学部、研究科等を設置することができる。認可に当たり、文部科学大臣は大学設置・学校法人審議会に諮問することを必要としている。また、新規に設置された大学等又は学部・研究科等について文部科学大

臣は、原則として開設した年度に入学した学生が卒業する年度(完成年度)までの期間、認可又は届出時の附帯事項への対応状況、学生の入学状況及び教員の就任状況など、設置計画の履行状況等についての報告を大学等に求め、同審議会の下に置かれた設置計画履行状況等調査委員会がその状況に応じて必要な指導・助言を行うことにより、設置計画の確実な履行を担保している。

認証評価制度は、大学等の教育研究活動その他の活動の全般の状況について、大学等が文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)の定めた評価基準に基づく評価を定期的に受けることを義務づける制度である。令和2年度(2020年度)以降においては、その認証評価において、大学等は教育研究活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定されることとなっており、適合しているという旨の認定を受けられるように努力する義務が生じ、また、文部科学大臣は、適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して報告又は資料の提出を要求する義務があるとされている。大学等には、認証評価を受けることが義務づけられるだけでなく、教育研究活動等の状況について自ら自己点検・評価を行い、その結果を公表することが求められている。

また、文部科学大臣は、設置認可後に学校教育法や大学設置基準等の法令に違反している大学等に対する是正措置として、①改善勧告、②変更命令、③学部等の組織の廃止命令等の措置を段階的に講ずることができるようになっている。

現在の日本における高等教育の質保証の基本的部分である設置認可・届出及び設置後一定期間経過後における認証評価に共通する特性は、大学等の機関が質保証の単位となっていることである。他方、特定の人材養成目的のために設置された学部・研究科等の設置については、特に専門職大学院、専門職大学、専門職短期大学の場合を除き「分野別」の「プログラム」の質を保証するとした制度は法令上存在していない。また、設置認可・届出はその必要において随時実施されるが、認証評価は、政令で定める期間ごとに実施することとされている。その期間は、大学、短期大学、高等専門学校等の機関ごとの評価については7年以内、専門職大学院等については、該当する課程の分野ごとに5年以内とされている。

また、この2つの制度のいずれにおいても、それぞれに一律の基準、すなわち、文部科学省が定める大学設置基準及び各認証評価機関が定めるそれぞれの大学評価基準に照らして質保証が行われることが求められているが、これらの基準は大学の規模、目的にかかわらず一様に適用されるものであると考えられている。

さらに、設置認可に際して諮問を受ける大学設置・学校法人審議会も大半の委員は大学関係者であり、また、各認証評価機関がその評価の実施のために構築する評価組織も大学関係者の委員中心で構成されている。このことは、質保証のための大学評価が大学関係者による自主的、自律的な活動として一般に理解されていることを意味している。

すなわち、「機関別」、「定期的」、「自律的活動」という3つの要素が現在の日本の高等教育質保証制度の特徴である。

さらに、日本における質保証に関して言及すべき傾向がある。それは、大学の情報の公表、公開を質保証の主要な要素とみなし、法令によって特定の内容の公表を義務づけている点である。それらは、おおむね教育の目的、教育課程、教員組織、管理運営、財務に関わる内容であり、これらは各認証評価機関に認証評価することが求められている内容の一部となっている。

以下においては、以上の2つの制度の状況を詳述し、その成立に至る歴史的背景を記述する。

2. 設置認可・届出制度と機関別認証評価制度

2-1. 設置認可・届出制度

■ 概要(目的、役割)

大学等を新設する場合や学部、学科を新設する場合等においては、原則として文部科学大臣がその設置を認可する定めとなっている。この認可のための基準として、大学設置基準、大学院設置基準等の設置基準を文部科学省令で定めている。ただし、2003年には、それまで学部等の設置であっても個別に認可を得る必要があったことを変更し、当該大学等が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては設置を届け出るだけでよいとする学校教育法の改正が行われた。また、設置認可については、有効期限に関する条件は付されていない。

■ 実施プロセス等

文部科学大臣は、大学等の新設の申請を受け、大学設置・学校法人審議会に設置の可否について諮問を行う。同審議会は大学設置基準等に基づく審査を行ったうえで文部科学大臣へ答申を行い、最終的に文部科学大臣が設置認可を行う。

大学設置・学校法人審議会の下で、大学関係者や有識者を中心に延べ約500名が、専門家としての知識・経験を結集し、慎重かつ公正な審査を行っている。審査は、「大学設置分科会」による教学面に関する審査と、「学校法人分科会」による財政計画・管理運営に関する審査の二つの観点から行われ、書類審査、面接審査、実地審査を大学新設の場合約10か月間、学部等設置の場合約5か月間かけて行う。

設置認可の的確な運用のため、2006年には不正行為等に対する厳格な対応(ペナルティ制度)を導入した。ペナルティ制度とは、大学等の設置認可を申請した者が以下に該当する場合、その申請を認可しない、というものである。

- ① 認可の申請又は届出において、偽りその他不正の行為があった者であって当該行為が判明した日から起算して5年以内で相当と認める期間を経過していない者
- ② 認可申請者の設置する大学等が法令違反状態に伴う命令・勧告等を受けたにもかかわらず、改善が認められない者
- ③ 設置計画の履行の状況が著しく不相当と認められる大学等を設置する者

さらに、明らかな準備不足等の申請に対して、設置審査プロセスの途中であっても審査を終了し「不可」の判定を下すことのできる「早期判定(不可)」を2009年に導入した。

■ 審査基準

教学面及び財政計画・管理運営のそれぞれの審査基準に基づき審査を行っている。そのうち、教学面については、学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること及び以下の要件を満たすことが審査の基準となっている。

- ① 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること

- ② 教育研究等の目的が人材需要動向等の社会的要請を十分に踏まえたものであること
- ③ 認可申請者が設置する大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること
- ④ 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと

大学設置基準は、大学を設置するのに必要な最低基準であり、以下の14章構成となっている。大学は設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校においてもそれぞれ設置基準が定められている。

<大学設置基準の構成>

第1章 総則	第8章 校地、校舎等の施設及び設備等
第2章 教育研究上の基本組織	第9章 事務組織等
第3章 教員組織	第10章 専門職学科に関する特例
第4章 教員の資格	第11章 共同教育課程に関する特例
第5章 収容定員	第12章 工学に関する学部の教育課程に関する特例
第6章 教育課程	第13章 国際連携学科に関する特例
第7章 卒業の要件等	第14章 雑則

■ 改善のための仕組み

各大学等の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、設置認可及び届出後、原則として開設した年度に入学した学生が卒業する年度(完成年度)までの期間、文部科学大臣が、当該認可時等における附帯事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について大学等に報告を求め、書面、面接又は実地による調査を行っている。この仕組みは設置計画履行状況等調査(アフターケア)と呼ばれる。調査の結果、大学等に付される意見等の種類及び定義は以下のとおり。また、調査の結果は文部科学省のウェブサイトを通じて公表される。

附帯事項	認可を受けた者又は届出を行った者が設置計画を履行するに当たって遵守すべき事項及び充実することが望まれる事項
指摘事項(改善)	設置計画履行状況等調査の結果、充実や改善が望まれる事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、これを通知する事項
指摘事項(是正)	設置計画履行状況等調査の結果、設置計画の履行状況が不適當な事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、是正を求める事項
指摘事項(法令違反)	設置計画履行状況等調査の結果、法令に抵触すると認められる事項があり、認可を受けた者又は届出を行った者に対して、必要な措置をとることを求める事項

■ 結果公表の有無、透明性・公開性を確保するための措置

設置認可の申請状況及び審査結果は、文部科学省のウェブサイトを通じて公開される。

設置認可の審査の過程において、申請者には、審査意見に対して設置計画の修正及び補足説明を行う補正申請の機会が設定されている。

2-2. 認証評価制度

■ 概要(実施主体)

認証評価機関が、大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学、高等専門学校及び専門職大学院の教育研究活動等の状況について、各認証評価機関の作成した評価基準に基づき評価を行う制度。

学校教育法第109条第2項に基づき大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学及び高等専門学校の機関全体を単位とする認証評価(機関別認証評価)は7年以内ごと、また学校教育法第109条第3項に基づき専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院の専門分野の特性に応じた認証評価(専門分野別認証評価)は5年以内ごとに、大学等は各認証評価機関の中からいずれかを選択して評価を受けることが義務付けられている。

■ 目的・役割

- 大学等が設置認可後、一定期間ごとに第三者の評価を受けることにより、自らの教育研究の改善向上を図るとともに、社会への説明責任を果たす。
- 複数の評価機関がそれぞれの評価基準に基づいて行う多元的な評価として、特色ある教育研究の進展に資する。

■ 実施プロセス、結果公表の有無、透明性・公開性を確保するための措置

① 文部科学大臣による評価機関の認証プロセス

認証評価機関に関する規定は学校教育法第110条に定められている。文部科学大臣は、認証評価機関になろうとする者の申請に基づき、中央教育審議会の諮問と答申を経て、評価の基準、方法、体制等について学校教育法及び省令により定められた一定の基準(認証基準)に適合すると認める場合に認証している。認証された機関は官報に掲載される。この認証のための基準を定める省令は、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(平成十六年文部科学省令第七号)(以下、「細目省令」という。)として定められている。

② 認証評価機関による評価のプロセス

認証評価機関が行う評価に際しては、評価方法として大学等が行った自己点検・評価の分析(書面による調査)と実地における調査を実施することとされている。また、認証評価機関は、評価結果を大学等に通知し、広く社会に公表するとともに、文部科学大臣に報告することとなっている。評価結果が確定する前には、当該大学等に対して評価結果に係る意見申立ての機会を付与することとなっている。

■ 評価実施に当たっての判断基準

認証評価を行う際の判断基準として各認証評価機関が独自に作成する大学評価基準がある。これは、公正かつ適確な評価を確保するために学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(細目省令)で認証評価を行うべき事項が定められており、この事項

の範囲内で、各認証評価機関は具体的な大学評価基準を設定している。2018年4月の細目省令改正の結果、機関別認証評価において、現在の評価を行うべき事項は以下のとおりとなっている。

- | | |
|-----------------|--|
| ① 教育研究上の基本となる組織 | ⑥ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成・実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針 |
| ② 教員組織 | ⑦ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表 |
| ③ 教育課程 | ⑧ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み |
| ④ 施設及び設備 | ⑨ 財務 |
| ⑤ 事務組織 | ⑩ その他教育研究活動に関すること |

また特に、⑧の事項、すなわち「内部質保証」と呼ばれる事項については、重点的に認証評価を行うことが求められている。

各機関の評価基準は表10「大学機関別認証評価基準一覧」を参照のこと。

なお、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)について、同時に改正された学校教育法施行規則において、すべての大学等はこれらを策定し、広く公表することが義務化されている。

2-3. 法令違反状態の大学等に対する文部科学大臣の段階的是正措置

■ 概要(実施主体、目的、役割)

設置認可後に学校教育法や大学設置基準等の法令に違反している大学等に対する是正措置として、従来は学校全体の閉鎖命令のみが定められていたが、2003年4月の学校教育法改正等により、文部科学大臣が当該大学等に対して①改善勧告、②変更命令、③学部等の組織の廃止命令等の措置を段階的に講じることができるようになった。

■ 実施プロセス

是正措置の適用にあたっては大学等の自主性に対する十分な配慮を要することから、文部科学大臣は事前に大学設置・学校法人審議会に諮問を行うこととなっている。同審議会では専門家としての知識・経験を結集し、是正措置の適用について慎重かつ公正な審査を行うとされている。

■ 結果公表の有無、透明性・公開性を確保するための措置

大学等に是正措置を命じるに当たり事実関係の確認等の必要がある場合、文部科学大臣は当該大学等に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

是正措置に関する情報は文部科学省のウェブサイトを通じて公開される。

3. 歴史的背景

設置認可・届出制度は、文部省令として大学設置基準が策定された1951年から運用されている。ただし、届出による設置が一定の条件を前提として、設置認可を申請することなく、設置を届け出るだけで設置することができる制度となったのは、2003年の認証評価制度の導入と同時期のことである。これは、当時の規制緩和政策の一環であると考えられ、認可のための審査自体について、大学等の設置については、大学設置基準等の法令に適合していれば認可されることになり(設置審査の「準則化」)、元来設置認可制度が大学の量的な規模を管理する形で運用されてきたこともあり、「事前規制」としての設置認可が高等教育の質保証において果たす役割は軽減された。

そのような事前規制による質の管理に代わって、「事後評価」としての認証評価制度が、2003年の学校教育法の改正(施行:2004年4月)によって導入された。この導入に至るまでには、1980年代に、特別の立法によって臨時教育審議会が総理府に設置され、高等教育を含めた審議が行なわれるなかで、「大学を評価する」ことの必要性が提起されたことを受けて、外部、第三者による評価に先立って、大学等自らが、自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点等を評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくという質保証の仕組みを構築することが1990年代に徐々に定着したものである。

大学等による自己点検・評価は、1991年の学校教育法改正により「努力義務」として法令化され、さらに、1999年には大学設置基準の改正により、実施及びその結果の公表が義務化されたのち、2002年の学校教育法改正により自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定を法律上明示することとなった。さらに、この期間では、大学等が行った自己点検・評価の結果について外部者による検証を行うことが奨励され、多くの大学で「外部評価」が大学全体としてあるいは学部・研究科等ごとに実施されるようになっていた。ただし、この場合の「外部評価」とは大学の構成員以外による評価を意味しており、大学に対して第三者の立場に立った者による評価は意味していなかった。

2003年の学校教育法の改正は、文部科学大臣が認証した第三者機関による評価を認証評価として位置づけたものであるとともに、1990年代における自己点検・評価の展開を前提として実現したものである。また、文部科学大臣の権限として、大学等に対する改善勧告、変更命令、組織単位の廃止命令という段階的な措置を行うことができる旨が法令上規定され、設置後の法令違反に対する的確な措置が行えるようになった。

表10 大学機関別認証評価基準一覧

	独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 (6領域)	公益財団法人 大学基準協会 (10基準)	公益財団法人 日本高等教育評価機構 (6基準)
基準1	教育研究上の基本組織	理念・目的	使命・目的等
基準2	内部質保証	内部質保証	学生
基準3	財務運営、管理運営及び情報の公表	教育研究組織	教育課程
基準4	施設及び設備並びに学生支援	教育課程・学習成果	教員・職員
基準5	学生の受入	学生の受け入れ	経営・管理と財務
基準6	教育課程と学習成果	教員・教員組織	内部質保証
基準7	/	学生支援	/
基準8		教育研究等環境	
基準9		社会連携・社会貢献	
基準10		大学運営・財務	

※本表は、以下の資料をもとに作成

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(2018)「大学機関別認証評価 大学評価基準(平成16年10月(平成30年3月改訂))

公益財団法人大学基準協会(2017)「大学基準」

公益財団法人日本高等教育評価機構(2017)「大学機関別認証評価 評価基準(平成30年度版(平成29年4月改訂))

表11 機関別認証評価機関一覧

認証評価機関名	評価対象	認証日
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	大学	2005.1.14
	高等専門学校	2005.7.12
公益財団法人大学基準協会	大学	2004.8.31
	短期大学	2007.1.25
公益財団法人日本高等教育評価機構	大学	2005.7.12
	短期大学	2009.9.4
一般財団法人短期大学基準協会	短期大学	2005.1.14

表12 専門職大学院の分野別認証評価機関一覧

認証評価機関名	評価対象	認証日
公益財団法人日弁連法務研究財団	法科大学院	2004.8.31
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	法科大学院	2005.1.14
	法科大学院	2007.2.16
公益財団法人大学基準協会	経営	2008.4.8
	公共政策	2010.3.31
	公衆衛生	2011.7.4
	知的財産	2012.3.29
	グローバル・コミュニケーション	2016.3.29
	デジタルコンテンツ系	2017.8.24
	一般社団法人 ABEST21	経営
特定非営利活動法人国際会計教育協会	知的財産	2011.10.31
	会計	2007.10.12
一般財団法人日本助産評価機構	助産	2008.4.8
公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	2009.9.4
一般財団法人教員養成評価機構	教職大学院、学校教育	2010.3.31
一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)	情報、創造技術、組込技術、原子力	2010.3.31
公益財団法人日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	2010.3.31
一般社団法人専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	2012.7.31
公益社団法人日本造園学会	環境・造園	2012.7.31
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	2017.2.2

4. その他の質保証

4-1. 教育活動に関する法令に定められた分野別の質保証—専門分野別認証評価

大学等は学校教育法第109条第2項に基づき機関全体を単位とする認証評価を受けることが義務づけられている(p.32-33「2-2. 認証評価制度」参照)。これに加え同法第109条第3項では、専門職大学、専門職短期大学及び専門職大学院を置く大学(以下、専門職大学院等という。)は、それらの設置目的に照らし、教育課程、教員組織その他の教育研究活動の状況について認証評価(いわゆる専門分野別認証評価)を受けることが規定されている。

専門職大学院等の認証評価機関は、法科大学院、経営分野、公共政策分野等の分野ごとに、中央教育審議会の審議を経て、文部科学大臣の認証を受けた機関が存在しており、その一覧は表12「専門職大学院の分野別認証評価機関一覧」のとおりである。なお、専門職大学院等の分野において認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合は、適正な評価を行うと国際的に認められたものとして文部科学大臣が指定した外国の評価機関の評価を受け、その結果を公表し、文部科学大臣に報告することで、認証評価に代えることができる。

評価の基準・方法・体制等については、学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令(細目省令)に基づき、各認証評価機関が具体的に定めている。

4-2. 教育活動に関するその他の分野別の質保証

専門分野別認証評価以外にも、分野別の教育活動に関して、国内の民間機関による自主的な質保証の取組も行われている。また、日本の大学が国際的に活動を行う評価機関による評価を受審し国際認証を受ける事例もみられる。

4-2-1. 国内の民間機関による分野別質保証

(1) 技術者教育プログラムの認定(工学、理学、農学)

一般社団法人日本技術者教育認定機構(JABEE)が実施するもので、学界と産業界との連携により、統一的基準に基づいて、大学等の高等教育機関が実施する技術者教育プログラムが、社会の要求水準を満たしているかどうかを評価し、認定基準を満たしているプログラムを認定し公表する専門認定制度。認定の有効期間は最長6年間。JABEEは、技術者教育の実質的同等性を相互承認するための国際協定であるワシントンアコードに2005年6月に加盟しており、米国、カナダ、英国等、20の国・地域の加盟団体間で、技術者認定制度との相互認定を通じた技術者教育プログラムの実質的同等性が図られている。

(2) 医学教育の分野別評価

医学分野においては、2015年に一般社団法人日本医学教育評価機構(JACME)が設立され、世界医学教育連盟(WFME)より医学教育分野別評価の認定機関として認証された2017年から、医学部・医科大学を対象とした医学教育の分野別評価を実施している。

(3) 薬学教育プログラムの評価

一般社団法人薬学教育評価機構(JABPE)が実施するもので、2011年に試行評価を実施し、2013年から本評価が開始した。薬学教育機関の教育の質を保証するために、6年制の薬学教育プログラム(学士)の評価を7年に一度の周期で実施する。

(4) 看護学教育プログラムの評価

看護学分野においては、2018年に一般財団法人日本看護学教育評価機構(JABNE)が設立され、看護学の単科大学、総合大学の看護学部等で実施される看護学教育プログラムを対象に分野別評価を行い、評価基準に適合しているプログラムを認証する仕組みが設けられている。

(5) 療法士教育プログラムの評価

2012年に設立された一般社団法人リハビリテーション教育評価機構が、リハビリテーション教育施設の教育の質を保証するため、大学、専門学校等の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を養成する課程を対象に評価を実施している。

(6) 獣医学教育プログラムの評価

公益財団法人大学基準協会が、2017年に正式に開始した獣医学教育の第三者評価。大学の獣医学教育学士課程を評価対象とし、評価を通じて教育の水準の向上を図るとともに、同課程の質を社会に対して広く保証することを目的とする。

4-2-2. 国際的に活動を行う評価機関による日本の大学の分野別質保証

近年、日本の大学が、国際的に活動する評価機関による分野別の評価を自主的に受審し国際認証を受ける事例がみられつつある。代表的な事例としては、ビジネススクールに関する国際認証を行う団体である AACSB、EFMD、AMBA がある。国際認証を受ける目的は分野の特性や大学の戦略によるところがあるが、主には、国際的水準の教育を行う大学・プログラムとして国際的に認知されることで留学生の獲得や修了生の雇用可能性を高めること、国際的な基準に照らして海外の評価者による評価を受けることで国際的水準での教育の質の向上につなげることなどが挙げられる。以下は、日本の大学の受審実績が確認できる国際認証の一例である。

■ ビジネススクールの例

- ① AACSB(Association to Advance Collegiate Schools of Business／本部:米国)
- ② EFMD(European Foundation for Management Development／本部:ベルギー)
- ③ AMBA(Association of MBAs／本部:英国)

■ 観光学の例

国連世界観光機関(UNWTO)による観光教育認証制度「TedQual」(Tourism Education Quality)

■ 獣医学の例

欧州の獣医学教育認証機関であるEAEVE(European Association of Establishments for Veterinary Education)による国際認証

4-3. 様々な評価の取組

これまでに述べた評価制度・取組の他に、日本の高等教育機関を対象とする評価の事例として、大学の設置種別ごとに実施されている評価(国立大学法人評価、公立大学法人評価、学校法人に対する取組)、高等教育機関として位置づけられる専修学校専門課程における評価、テーマ別の評価として大学ランキングについて概説する。

4-3-1. 国立大学法人評価

■ 概要(実施主体、適用単位)

文部科学省国立大学法人評価委員会が国立大学法人法第31条の2及び第31条の3に基づいて行う、各国立大学法人及び大学共同利用機関法人における中期目標、中期計画及び年度計画に対する教育研究活動や経営面等の総合的な達成状況に関する評価。各法人は毎事業年度の評価(年度評価)及び6年間の中期目標期間全体の業務運営の実績についての評価(中期目標期間評価)を受ける。このうち、教育研究面に係る中期目標の達成状況に関する評価は、国立大学法人評価委員会の要請により大学改革支援・学位授与機構が実施し、その結果を尊重することとされている。

■ 目的・役割

国立大学法人法の成立により2004年に国立大学法人制度が発足し、国立大学は国の組織から離れ独立して法人格を持つこととなった。同時に、文部科学省に置かれた国立大学法人評価委員会の評価を受けることとする制度が導入された。国立大学法人評価制度の目的は、大学運営の自主性・自律性や教育研究の専門性を尊重しつつ、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすこと、さらに、評価結果を次期の中期目標・計画の内容や運営費交付金等の算定に反映させることにある。

■ 実施プロセス、評価実施に当たっての判断基準

国立大学法人評価委員会は、文部科学大臣が任命する学識経験者20名以内で構成され、その下に分科会、部会が置かれている。同委員会では、各法人から提出された毎事業年度の実績報告書等に基づき、各年度における中期計画の進捗状況を確認するとともに、その結果を踏まえつつ、各法人の特性に配慮して中期目標全体の達成状況に関する総合的な評価が行われる。

各法人の中期目標は、それぞれの意向・特色が反映した独自のものとなっているため、国立大学法人評価委員会における評価は法人ごとに行われる。

年度評価においては、年度終了後に評価結果が各法人に通知され、各法人の改善・充実に生かされる。中期目標期間評価においては、評価結果を各法人の次期の中期目標・中期計画の策定や運営費交付金等の算定に反映させることとなっている。評価結果は広く社会へ公表され、同委員会に関する資料(開催状況、議事録、評価結果等)は、文部科学省のウェブサイトを通じて公開される。

4-3-2. 公立大学法人評価

公立大学においては、2004年に公立大学法人制度が導入された。地方自治の原則に基づき法人化するかどうかは公立大学を設置する地方自治体の選択に任されているが、全国の公立大学93校中、82校(75法人)が法人化している(2019年4月1日現在)。

公立大学法人は、地方独立行政法人法第78条の2に基づいて、毎事業年度の終了後、地方独立行政法人評価委員会の評価を受けることが義務付けられている。各法人は、毎事業年度の業務実績に加えて、6年間の中期目標期間全体の業務実績の評価を受ける。また、同評価委員会が評価を行うに当たっては、認証評価機関の評価を踏まえることも規定されている。

4-3-3. 学校法人経営に関する文部科学省の取組

私立大学は、学校教育法に定める設置認可・届出制度及び認証評価制度により質保証が実施されている。これらに加えて、私立大学の設置主体である学校法人に関しては、文部科学大臣が所轄庁である学校法人の認可・認定を行うとともに、その経営に関する指導・助言を行うことが文部科学省設置法で規定されている。

文部科学省では、学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について実態を調査するとともに、必要な指導・助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的として、学校法人運営調査を1984年から実施している。

また、2014年の私立学校法改正により、私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体への不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みが整備された。具体的には、学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っている際に、所轄庁による立入検査、措置命令及び役員解任勧告の措置が設けられた。

4-3-4. 専修学校における評価

専修学校における評価は、2007年の学校教育法等の改正により、自己評価の実施とその結果の公表が義務付けられるとともに、自己評価結果を踏まえた学校関係者評価の実施とその結果の公表が努力義務となった。これを受け、各専修学校をはじめ専修学校団体等において評価の取組が進められてきた。

2013年には、評価の取組の実質化を促し専修学校全体の質保証・向上を目指すため、文部科学省により「専修学校における学校評価ガイドライン」が策定された。自己評価・学校関係者評価に加えて、第三者評価の在り方についても言及されており、現在では専修学校専門課程を対象とした第三者評価を行う民間の機関を活用するなどして、各学校が任意で第三者評価を受審する状況がみられる。

4-3-5. テーマ別の評価

■ 大学ランキングについて

大学のランキングは、マスコミ、企業、大学等の世界の様々な機関が作成し、発表している。そのなかでも国際的に幅広い影響力があるとされる大学ランキングについては、その結果が発表されるたびに、国内では日本の大学の順位変動等の報道がなされている。ランキングの種類として、複数の評価指標にウェイトを付して順位付けする大学総合ランキング、専攻分野ごとのランキング、特定のテーマを扱ったランキング等がみられる。

● 大学総合ランキングの例

THE 世界大学ランキング(英国 Times Higher Education 誌)、QS 世界大学ランキング(英国 Quacquarelli Symonds 社)、世界大学学術ランキング(中国・上海交通大学)

● 特定のテーマを扱ったランキングの例

THE 大学インパクトランキング(大学における2015年に国連で採択された「持続可能な教育目標(SDGs)」への取組を評価。英国 Time Higher Education 誌)

日本における大学ランキング及びそれに類似するものとしては、新聞社が行う分野別ランキングや受験業界における大学入試難易度のランキング等が存在する。また最近では THE 世界大学ランキングの日本版が発表されている。

5. 質保証制度の沿革

1947年4月	学校教育法施行により新制大学制度が発足
1947年7月	CIE(GHQ民間情報教育局)による指導を踏まえ、大学相互の連合による「大学基準協会」の設立、「大学基準」の採択
1948年1月	文部省に大学設置委員会設置
1952年6月	大学基準協会が会員校を対象に会員相互資格審査の実施(当初会員校として38校認定)
1956年10月	大学設置基準の制定
1986年4月	臨時教育審議会「教育改革に関する第2次答申」において大学の自己検証・評価が提言される
1991年2月	大学審議会答申「大学教育の改善について」が出され、大学設置基準の大綱化、簡素化(授業科目、卒業要件、教員組織等に関する規定を弾力化)、自己点検・評価システムの導入が提言される
1991年6月	大学設置基準の改正が行われ、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化が図られるとともに、自己点検・評価が努力義務として位置付けられた
1998年10月	大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」が出され、自己点検・評価の充実(自己点検・評価の実施と結果公表、学外者による検証)、第三者評価システムの導入(第三者評価機関の設置)が提言される
1999年9月	大学設置基準等の改正により、自己点検・評価の実施と結果公表の義務化、学外者による検証の努力義務化が図られた
2000年4月	学位授与機構からの改組により、大学評価・学位授与機構が設置された
2000年7月	大学評価・学位授与機構が国公立大学等を対象に2000年7月から2004年3月にかけて試行的大学評価を実施
2002年8月	中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」により、設置認可制度の見直し、新たな第三者評価(認証評価)制度の導入、法令違反状態の大学に対する段階的是正措置に関する規定の整備に関して提言

- 2002年11月 学校教育法等の改正により、設置認可制度の見直し、認証評価制度の導入、法令違反状態の大学に対する段階的是正措置に関する規定の整備、専門職大学院制度の整備等が行われた(認証評価制度に係る施行は2004年4月)
- 大学設置基準等の改正において、設置審査の準則化がなされ、大学設置・学校法人審議会内規において定められていた審査の基準について告示以上の法令に規定されることとなり、内規がすべて廃止された
- 2003年3月 専門職大学院設置基準の制定
- 2003年7月 国立大学法人法の制定により、国立大学法人が設立され、翌2004年4月から各国立大学が法人化された
- 2004年4月 認証評価制度の導入
- 2005年1月 中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」により、大学の機能別分化、設置認可の的確な運用、認証評価制度の導入と充実について提言
- 2005年9月 中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」により、大学院教育の実質化、大学院評価の確立による質の確保等を提言
- 2006年12月 教育基本法の改正が行われ、大学の基本的役割を明記
- 2008年4月～ 文部科学省国立大学法人評価委員会による国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間の業務実績評価の実施。文部科学省国立大学法人評価委員会の要請により、大学評価・学位授与機構が国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究評価を実施
- 2008年12月 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」により、学士課程教育における方針の明確化、自己点検・評価の確実な実施、大学における内部質保証体制の構築等を提言
- 2010年1月 認証評価機関10機関(当時)により「認証評価機関連絡協議会」が発足
- 2010年6月 学校教育法施行規則の改正により、各大学等において、教育研究活動等の状況について教育情報の公表を行う必要がある項目が明確化
- 2011年8月 文部科学省協力者会議による「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」において、データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共通的な

仕組みの構築を提言

- 2012年8月 中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」により、学修時間の増加・確保、組織的・体系的な教育課程への転換等を提言
- 2014年4月 私立学校法が改正され、学校法人の運営が法令等に違反し、著しく不適正な状態に陥っている際に、所轄庁が適切に対応するための仕組みとして立入検査、措置命令及び役員解任勧告の措置を整備
- 2014年12月 中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」により、学生の学修成果や内部質保証を重視した評価への改善等を提言
- 2015年3月 ウェブサイトを通じた国公立大学・短期大学の教育情報の活用・公表のための仕組みとして、大学ポートレートが始動
- 2017年4月 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正により、大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（いわゆる三つの方針）に関する事及び内部質保証に関する事が追加
- 2017年5月 学校教育法等の一部改正により、大学制度に位置付けられた新たな高等教育機関として、専門職大学・専門職短期大学制度を整備
- 2017年9月 専門職大学設置基準、専門職短期大学設置基準の制定
- 2018年11月 中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」により、設置基準の見直し、認証評価制度の充実（法令違反等に対する厳格な対応）等を提言

6. 主な質保証関係法令

- 教育基本法
- 学校教育法
- 学校教育法施行令
- 学校教育法施行規則
- 学位規則
- 学位の種類及び分野の変更に関する基準
- 学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令
- 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則
- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準
- 大学設置基準
- 大学通信教育設置基準
- 大学院設置基準
- 専門職大学院設置基準
- 短期大学設置基準
- 短期大学通信教育設置基準
- 専門職大学設置基準
- 専門職短期大学設置基準
- 高等専門学校設置基準
- 専修学校設置基準
- 私立学校法
- 文部科学省設置法
- 大学設置・学校法人審議会令
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- 地方独立行政法人法
- 国立大学法人法
- 独立行政法人通則法
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法
- 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律
- 構造改革特別区域法
- 文部科学省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令

《参考文献：第3章》 ※下記の入手先(URL)はすべて2019年8月1日最終アクセス。

- 一般社団法人日本医学教育評価機構「JACME とは? ~設立の目的と背景~」
<https://www.jacme.or.jp/about/index.php>
- 一般財団法人日本看護学教育評価機構「看護学教育評価システム」
https://jabne.or.jp/upload/pdf/hyouka_system.pdf
- 一般社団法人日本技術者教育認定機構「JABEE 認定とは」
https://jabee.org/about_jabee
- 一般社団法人薬学教育評価機構「機構の概要」
<http://www.jabpe.or.jp/about/index.html>
- 一般社団法人リハビリテーション教育評価機構「認定評価について」
<http://jcore.or.jp/certification.html>
- 公益財団法人大学基準協会(2017)「大学基準」
https://www.juaa.or.jp/accreditation/university/h30/e_standard.html
- 公益財団法人大学基準協会「獣医学教育評価ハンドブック」
https://www.juaa.or.jp/accreditation/veterinary_medicine/handbook.html
- 公益財団法人日本高等教育評価機構(2017)「大学機関別認証評価 評価基準(平成30年度版(平成29年4月改訂))」
http://www.jihe.or.jp/achievement/college/pdf/hyokaki_jyun1704.pdf
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(2018)「大学機関別認証評価 大学評価基準(平成16年10月(平成30年3月改訂))」
https://www.niad.ac.jp/media/006/201806/no6_1_1_daigakukijun31.pdf
- 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 大学質保証ポータル「国立大学法人評価」
<https://niadqe.jp/information/univ-evaluation-2/>
- 文部科学省(2013)「専修学校における学校評価ガイドライン」
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielddfile/2016/11/15/1348103_1.pdf
- 文部科学省(2016)「大学教育の質保証に関する参考資料」, 中央教育審議会大学分科会(第126回)資料5-2
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/gijiroku/_icsFiles/afielddfile/2016/02/03/1366452_11.pdf
- 文部科学省(2018)「私学行政の現状と課題等について」, 平成30年度学校法人監事研修会
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afielddfile/2018/11/19/1411180_1.pdf
- 文部科学省(2019)「設置計画履行状況等調査の結果について(平成30年度)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/_icsFiles/afielddfile/2019/03/28/1413782_1.pdf
- 文部科学省「大学の設置認可・届出制度」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1368921.htm
- 文部科学省「認証評価機関の認証に関する審査委員会 認証評価機関一覧(平成30年1月12日現在)」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1299085.htm
- 文部科学省「専門職大学院の認証評価機関(令和元年5月現在)」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/senmonshoku/ninshou.htm
- 文部科学省「国立大学改革強化推進補助金 平成24年度 選定事業について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/1335947.htm
- 文部科学省「公立大学について」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/index.htm
- 文部科学省「『公立大学法人』制度の概要」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kouritsu/detail/1284493.htm
- 文部科学省「学校法人制度の概要」
http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001.htm
- AACSB. *Accredited Universities and Business Schools.*
<https://www.aacsb.edu/accreditation/accredited-schools>
- Association of MBAs (AMBA). *School search.*
<https://www.associationofmbas.com/school-search/>
- EFMD. *EQUIS Accredited Schools.*
<https://efmdglobal.org/accreditations/business-schools/equis/equis-accredited-schools/>
- World Tourism Organization (UNWTO). *Institutions with UNWTO TedQual Certified Programmes.*
<http://academy.unwto.org/content/institutions-unwtotedqual-certified-programmes>

